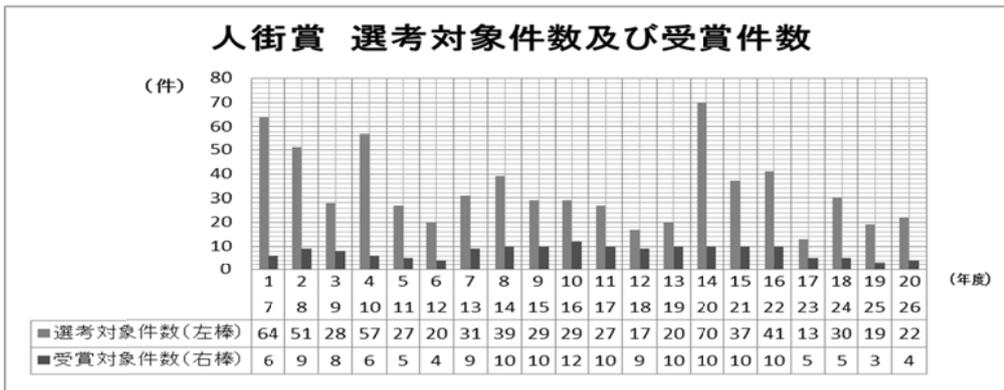


人にやさしい街づくり賞について

1 選考対象件数及び受賞件数の推移



2 「もの」の受賞率の推移

区分	「もの」 選考対象 件数	「もの」 受賞 件数	「もの」 受賞率 (%)	「活動」 選考対象 件数	「活動」 受賞 件数	「活動」 受賞率 (%)	「もの」及び「活動」 選考対象 件数	「もの」及び「活動」 受賞 件数	「もの」及び「活動」 受賞率 (%)
第1回	53	3	5.7	11	3	27.3	0	0	0
第2回	33	6	18.2	18	3	16.7	0	0	0
第3回	11	3	27.3	17	5	29.4	0	0	0
第4回	35	3	8.6	22	3	13.6	0	0	0
第5回	13	2	15.4	14	3	21.4	0	0	0
第6回	15	3	20.0	5	1	20.0	0	0	0
第7回	16	4	25.0	15	5	33.3	0	0	0
第8回	21	5	23.8	18	5	27.8	0	0	0
第9回	18	5	27.8	11	5	45.5	0	0	0
第10回	16	6	37.5	13	6	46.2	0	0	0
第11回	19	6	31.6	8	4	50.0	0	0	0
第12回	7	4	57.1	10	5	50.0	0	0	0
第13回	10	6	60.0	10	4	40.0	0	0	0
第14回	45	5	11.1	25	5	20.0	0	0	0
第15回	17	4	23.5	20	6	30.0	0	0	0
第16回	23	6	26.1	17	3	17.6	1	1	100
第17回	8	2	25.0	5	3	60.0	0	0	0
第18回	19	2	10.5	9	3	33.3	2	0	0
第19回	14	2	14.3	5	1	20.0	0	0	0
第20回	11	0	0.0	7	2	28.6	4	2	50
計	404	77	19.1	260	75	28.8	7	3	43

・この3年間は、「もの」の受賞率が、特に低くなっている。

・今年度（第20回）は、初めて「もの」での受賞がなし。

3 人街賞による表彰について

「もの」の表彰

- ・「もの」の表彰は、建築物等を計画する際の模範等として表彰することで、人にやさしい街づくりの啓発を図ることを目的として行っている。
- ・近年は、「もの」の受賞率が低迷し、主にハード整備を担当する建設部が実施する意義が薄れている。

人街賞選考委員長の講評（一部抜粋）

……バリアフリーやユニバーサルデザインに関して、最低限の整備は、もはや標準であって、また、「もの」を生み出していくプロセスにおいて、障がい者をはじめとして多様な人々の想いや意見を聞くことも当たり前の取り組みになってきています。……

- ・近年では、以下のような、条例の整備基準を上回る措置を講じていても、表彰に至らない状況となっている。

	事例（A）	事例（B）
条例の整備基準を上回る措置	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根付き車いす使用者駐車場 6台 ・簡易ベッド、着替え台を設置（車いす用トイレ） ・ベビールーム（授乳室）の設置 ・便所内にフラッシュ・ライトを設置 ・階段の手すり等に点字表示 ・ホール：車いす席 18席 ・ホール：ホワイエ→客席→舞台までの段差無。（車いす使用者用） ・ホール：難聴者用補聴システム、文字放送システムの設置 ・ホール：親子席室の設置（2か所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅から屋根付きデッキで入場可能 ・車いす用トイレを複数設置（並列） ・便所にフリップ式サインを設置（トイレの使用状況が入口から確認可） ・授乳室の設置 ・子供用便器、小便器の設置 ・ホール：集団補聴装置の設置 ・ホール：親子席室の設置 ・一般席を収納して車いす席を設置 ・託児室の設置

4 人街賞の今後について

- ・近年の応募状況、選考状況、受賞内容等から、次年度は人街賞を取り止める予定。
- ・代わりに、今までの賞の成果を取りまとめることとし、人街賞20回記念記録集を作成し、県民に広く普及、啓発を図っていく。